

令和2年5月7日

保護者 様

袋井市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染防止に伴う市内小中学校の臨時休業期間の延長
について

日頃より本市の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、5月1日(金)に袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、当初5月10日(日)までの市内小中学校の臨時休業日を下記のとおり延長することにしました。

については、児童生徒の臨時休業期間中の過ごし方については、自宅で過ごすことを基本とし、人の集まる場所への外出は避けるよう、各家庭でのお声掛けをお願いします。

記

- 1 臨時休業期間の延長
4月14日(火)から5月31日(日)まで臨時休業とします。
※児童生徒の感染リスクが低減するなど状況の改善が確認できた場合には、休業期間を短縮する場合もある。
- 2 給食
5月31日(日)まで臨時休業中は中止とします。
- 3 休業中の登校日
児童生徒の生活や学習状況の把握のため、各校で感染予防に十分配慮した上で、6月の学校再開に向けて登校日を設定します。登校時には検温を記録し、学校へ提出してください。
- 4 部活動(中学校)
臨時休業中は中止とします。
- 5 学校における自習対応について
保護者が仕事等のため、児童が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、小学校において放課後児童クラブまでの時間、自習体制ができるようにする。
- 6 家庭での過ごし方等について留意していただきたいこと
 - 感染予防のため、自宅で過ごすことを基本とし、規則正しい生活に心掛けること。
 - 健康保持、ストレス発散の観点から、感染予防に十分配慮した上で、運動を行うよう心掛けること。ただし、軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけなど)がある場合は控えること。
 - 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染予防対策を行うこと。
 - 保護者不在時における訪問者への対応の仕方を決めておくこと。
 - 御家族の中に、感染が拡大している地域へ出掛けたり、地域から戻ってきたりした人がいる場合は、2週間をめぐり御家庭を含めた他の人と「密接」「密集」「密閉」の中で接することは避けること。

※御家庭の方も検温を行い、感染防止に御協力ください。

※上記は現時点における方針であり、今後の状況によって変わる可能性があります。

担当 学校教育課
電話 0538-44-3182